

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成 25 年 3 月 11 日（月）

厚生労働省社会・援護局（援護）

## 資 料 目 次

	頁
第 1 平成25年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第 2 昭和館・しょうけい館の入館促進について -----	2
第 3 療養費の支給に係る療養費請求明細書の審査事務について-----	3
第 4 中国残留邦人等に対する支援について -----	4
第 5 遺骨帰還等慰霊事業について -----	20
第 6 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	23
第 7 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正法案について--	24
第 8 戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等について -----	25
第 9 援護システムの改修等について -----	26
第10 旧陸海軍関係恩給進達事務等について -----	28
第11 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	29
第12 旧ソ連抑留者等の資料調査について -----	30

## 参 考 資 料 目 次

		頁
第 1	平成25年度予算(案)事項別内訳 (援 護 企 画 課)	33
第 2	平成25年度援護関係主要行事予定表(案) ( " )	36
第 3	昭和館について ( " )	37
第 4	しょうけい館について ( " )	38
第 5	しょうけい館友の会発足等について ( " )	39
第 6	財団法人日本傷痍軍人会解散に伴う戦傷病者福祉事業の取扱い ( " )	40
第 7	戦傷病者特別援護法関係統計表 ( " )	42
第 8	中国残留邦人等の数 (中国残留邦人等支援室)	43
第 9	中国残留邦人等に対する支援策 ( " )	44
第10	中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター 及び中国帰国者支援・交流センター一覧 ( " )	45
第11	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 ( " )	46
第12	都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要 ( " )	47
第13	厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ ( " )	49
第14	地域別戦没者概見図 (外 事 室)	50
第15	平成24年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施状況 ( " )	51
第16	平成25年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施予定地域概見図 ( " )	53
第17	都道府県別DNA鑑定結果 ( " )	54
第18	戦没者遺骨の伝達実績 ( " )	55
第19	平成25年度の援護年金額 (援 護 課 ・ 審 査 室)	56
第20	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金) 請求受付状況について ( " )	57
第21	戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第十三回、二十五回特別給付金) 請求受付状況について ( " )	58
第22	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	60
第23	旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表 (業 務 課)	61
第24	援護関係資料の国立公文書館への移管について ( " )	63
第25	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国残留邦人等支援室 調 査 資 料 室)	64
第26	旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数 (調 査 資 料 室)	65

# 說 明 資 料



## 第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室で実物資料の展示等を行うとともに、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。また、特別企画展を毎年開催している。

さらに、毎年関係都道府県等の協力の下、地方での巡回特別企画展を開催している。平成25年度は熊本県及び栃木県で開催を予定している。

- しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室での展示や企画展、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

- 厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載し、両館の来館者の増加に努めているが、今後とも様々な機会を捉えて全国に広報を行う予定である。また、本年1月には、昭和館の常設展示室のリニューアルを行い、昔ながらの手押しポンプを使った水くみ体験コーナーを新設する等、入館者の理解がさらに深まるようにした。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等についてご配慮頂きたい。

- なお、これまでしょうけい館の運営を委託してきた財団法人日本傷痍軍人会（以下「日傷」という。）は平成25年11月末に解散する予定だが、館の運営は、公募等で選定する民間団体等に委託して引き続き行う。

日傷はこれに先立ち、「しょうけい館友の会」を発足させ、会員にしょうけい館の情報を記載した「しょうけい館友の会会報」を配付する予定である。都道府県におかれては、援護法関係の説明会等の機会を捉え、日傷会員や一般の方に、友の会の発足を周知する等、ご協力いただきたい。

- また、同じく日傷に委託してきた、戦傷病者の福祉向上への寄与を目的とする戦傷病者福祉事業は、平成25年度から都道府県に事務委託するので、都道府県の実状に応じて、健康診査・健康相談、生活更正相談、法改正等講習会の事業を実施していただくようお願いする。

### 第3 戦傷病者特別援護法に基づく療養費の支給に係る療養費請求明細書の審査事務について

- 「戦傷病者特別援護法」（昭和38年法律第168号）第17条に基づく療養費の支給に係る療養費請求明細書の審査事務については、これまで社会保険診療報酬支払基金に委託してきたが、平成25年4月1日以降は、国民健康保険団体連合会に委託先を変更する予定。
  
- 委託先の変更に伴い、国民健康保険団体連合会と厚生労働大臣が締結する予定の契約書案や関係通知の改正案は既にお示ししているとおりであり、各都道府県での事務手続きが大きく変わることはない。都道府県におかれては、委託先の変更について了知いただくとともに、審査事務手続きに遺漏なきようお願いする。
  
- 戦傷病者特別援護法第10条に基づく療養の給付に係る診療報酬の審査支払事務についての取扱いに変更はないことを念のため申し添える。

## 第4 中国残留邦人等に対する支援について

### 1 総論

- 中国残留邦人等に対しては、平成19年の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」(平成6年法律第30号)(以下「支援法」という。)の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域での生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、平成25年度は6年目を迎えるところ。
  
- 各都道府県の協力により、支援策は順調に浸透しつつあるが、地域によっては、未だに中国残留邦人等が必要とする支援を受けられない事例もみられる。都道府県には、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、きめ細かな運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。特に中国残留邦人等の高齢化により、介護サービスを利用する機会が増加していることから、安心して介護サービスを利用出来るように支援いただきたい。
  
- 平成25年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果や物価の動向などを踏まえた生活保護法に規定する生活扶助基準等の見直しが行われ、原則として8月から実施予定である。支援法に規定する生活支援給付は、支援法上、生活扶助基準を踏まえた給付であるので、管内実施機関において、生活扶助基準の見直しを踏まえた対応をお願いしたい。
  
- 支援法第14条によりその規定の例によるものとされた生活保護法第23条に基づき、平成21年度から支援給付事務の監査を行っている。  
平成25年度以降も、支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

### 2 各論

具体的な項目は、以下のとおり(次頁以降を参照)。

#### I 中国残留邦人等への地域支援について

- 1 中国残留邦人等支援に係る主な論点／2 高齢化への対応について／
- 3 支援・相談員、自立支援通訳について／4 地域生活支援事業について／
- 5 その他

#### II 支援給付について

- 1 支援給付の現状と運用／2 支援給付に係る主な論点／
- 3 高齢化への対応について／4 生活保護基準の見直しへの対応について／
- 5 年金額等の引き下げに伴う留意点について／6 その他

#### III 支援給付施行事務監査について

- 1 これまでの取り組み／2 平成25年度の主な取り組み／
- 3 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について／
- 4 厚生労働省が実施する監査について／5 その他

## I 中国残留邦人等への地域支援について

### 1 中国残留邦人等支援に係る主な論点

#### (1) 高齢化への対応

中国残留邦人等の高齢化により、介護サービスを利用する機会が増加していることから、安心して介護サービスを利用出来るように介護関連支援の充実、自立支援通訳の医療知識等習得支援、公営住宅の住替え要望等への対応が必要であること。

#### (2) 地域社会における支援

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、中国残留邦人等の日常的な相談に応じる支援・相談員、自立支援通訳の配置を推奨するとともに、ニーズを踏まえながら、柔軟かつきめ細かな支援を実施していくことが必要であること。

#### (3) 地域住民の理解、協力と中国帰国者支援・交流センター等との連携

中国残留邦人等が帰国までに経験した労苦や日本語が不自由であるため、帰国後の生活が困難である状況について、地域住民の理解と協力を得る取組を継続的に実施していくことが必要であること。

また、地域社会における支援を実施していくため、中国帰国者支援・交流センターとの連携や地域のNPO等と協働していくことが必要であること。

## 2 高齢化への対応について

### (1) 地域生活支援事業の活用

中国残留邦人等の平均年齢が70歳を越え高齢化し、介護サービスを利用する機会が増加していることを踏まえ、安心して介護サービスを利用出来るよう地域生活支援事業を活用し、支援を行っていただきたい。

(取組例)

- ・介護の現場への通訳派遣の強化
- ・独居世帯の見守り、介護施設入所者等への語りかけ
- ・介護に関する研修会の開催 等

### (2) 介護情報提供事業の実施

厚生労働省としても、平成25年度から中国帰国者定着促進センターで、各自治体が行う地域生活支援事業における高齢化への対応をサポートする取組として、

- ① 各自治体で行われる研修会等に対する実施内容の相談・助言
- ② 研修会等で使用できる教材の開発
- ③ 開催された研修情報、講師情報等の収集、提供などを行うこととしている。

### (3) 公営住宅の住替え

中国残留邦人等の高齢化に伴い、持病の悪化、身体機能の低下等により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっている。

住替えを希望する中国残留邦人等に対し、高齢化や個々の置かれた状況等を勘案し、公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替え出来るよう配慮願いたい。

(参考通知)

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付国住備第143号各都道府県公営住宅管理担当部長宛 国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)

(通知のポイント(抜粋))

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

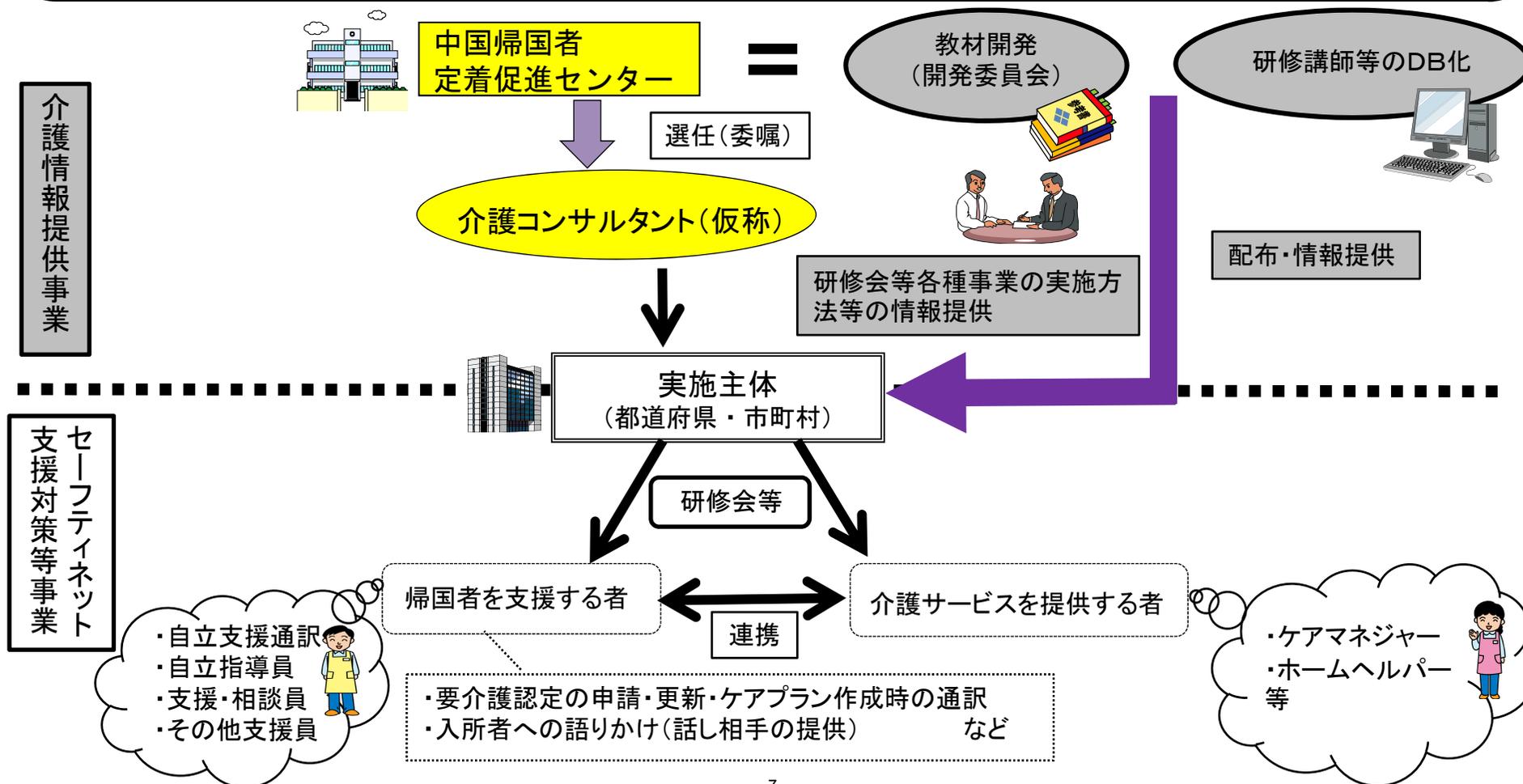
(参考)

## 介護情報提供事業の実施(案)

高齢化している中国残留邦人等が円滑に介護サービスを受けられるよう各自治体で行われている研修会等の企画に際して中国帰国者定着促進センターで情報提供を行うほか、教材開発、人材情報等のデータベース化等を行う。

(内容)

- 介護コンサルタント(仮称)を配置し、各自治体で行われる介護関係研修会等に対して実施内容の相談・助言を行う。
- 各自治体が介護関係研修会等で使用する帰国者を支援する者、介護サービスを提供する者向けの資料を作成する。
- 開催された研修情報、研修講師の情報等を収集し、各自治体からの求めに応じて提供する。



### 3 支援・相談員、自立支援通訳について

#### ○ 支援・相談員の活用と自立支援通訳の更なる配置、活用

下記のとおり、支援・相談員の業務別活動内容によると、通訳業務に携わる割合が全体の2割強となっている。

また、次頁のとおり、支援・相談員及び自立支援通訳の配置状況によると、全体的に支援・相談員の配置が浸透しつつある一方で、自立支援通訳は更なる配置を検討する余地があると思われる。

各地方自治体におかれては、支援・相談員に通訳業務が集中しないよう、また、今後の中国残留邦人等の高齢化による介護及び医療に関する通訳派遣の増加を考慮し、自立支援通訳の更なる配置、活用について、積極的に検討いただきたい。

#### <支援・相談員の役割>

支援・相談員は中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援するなど、多岐にわたる業務を行い、重要な役割を果たしている。中国残留邦人等の期待も大変強いものがある。

##### <支援・相談員の主な業務>

- ・実施機関で支援給付事務を行う職員の補助
- ・支援給付受給家庭への訪問
- ・「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」に関する助言
- ・日常生活上の相談 等

#### <支援・相談員の業務別活動内容(全自治体分合計)>

業務内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	3力年平均
支援給付業務	64%	67%	69%	67%
自立指導業務	9%	11%	9%	9%
通訳業務	27%	22%	22%	24%

## <自立支援通訳の役割>

自立支援通訳は、中国残留邦人等の日常生活上の相談、医療機関の受診時、公共機関のサービス利用時などの通訳を行っており、地域社会で生活していくうえで重要な役割を担っている。

## <支援・相談員及び自立支援通訳の配置状況(平成24年度)> (単位:自治体)

	支援・相談員	自立支援通訳	内数		
			両方を配置	相談員のみ	通訳のみ
都道府県	47	24	24	23	0
政令市・中核市	59	31	31	28	0
一般市	177	58	44	133	14
合計	283	113	99	184	14

## 4 地域生活支援事業について

### ○ 地域生活支援事業の現状

中国残留邦人等地域生活支援事業は、これまでも、地方自治体の理解、協力により実施いただいている。

しかし、一部の地方自治体では、事業の未実施や、周知不足のため、中国残留邦人等が結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない、事業へ参加するための交通費が支給されないなどの事例が散見されている。

### ○ 地域生活支援事業に係る留意点

地域生活支援事業の実施に当たっては、よりきめ細かな運用が図られるよう以下に留意いただきたい。

- (1) 引き続き当該事業を積極的に実施していただき、中国残留邦人等への周知等についても工夫するなどして、中国残留邦人等が参加しやすい環境作りを進めること。
- (2) 国が運営委託している「中国帰国者支援・交流センター」(全国7カ所に設置)について
  - ① 平成25年度から従来の中国帰国者自立研修センター(東京都、大阪府)機能を北海道、首都圏の中国帰国者支援・交流センターに移行し、自立研修事業として実施すること。
  - ② 引き続き、地域支援コーディネーターを配置し、地方自治体が行う事業に対する協力を行っているので、日本語教室や交流事業の実施に際しては、積極的に活用、連携を検討すること。

### <主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況>

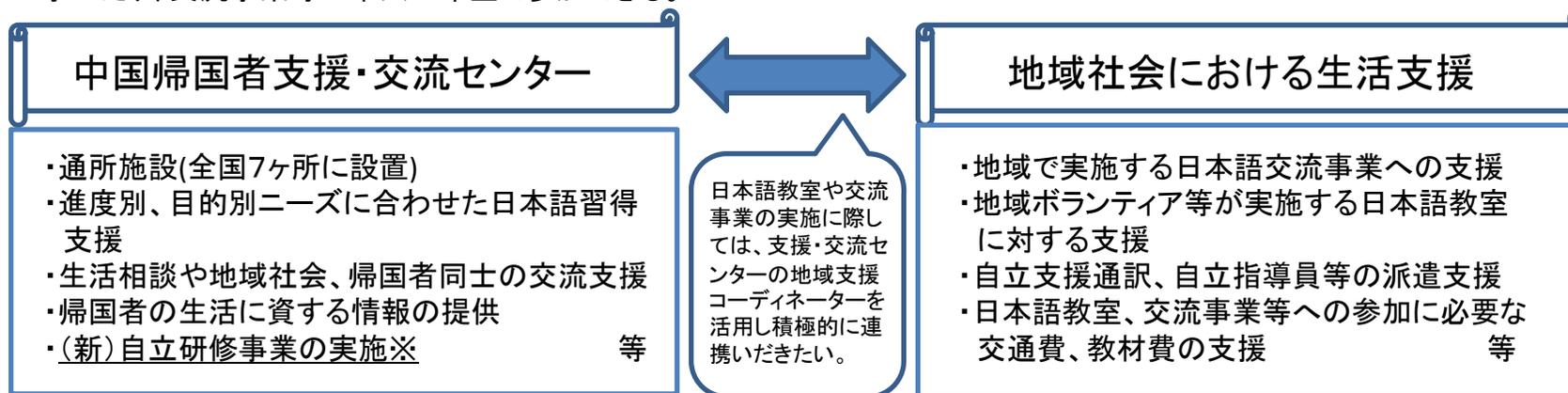
	地域住民に対する広報活動事業	地域で実施する日本語交流事業の支援	日本語教室の開催に必要な経費の支援	交通費、教材費の支援
平成21年度	19	55	69	146
平成22年度	13	63	75	159
平成23年度	22	66	73	158
平成24年度	17	70	71	172

※数字:地方自治体数  
(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む。)

## (参考) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

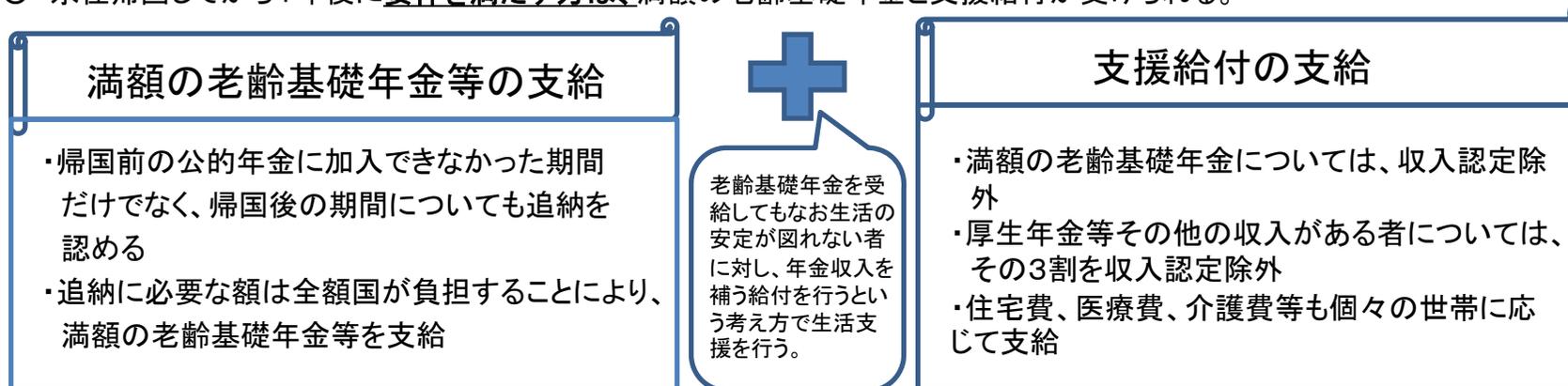
- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。



※自立研修事業とは、

帰国者の居住希望地の分散化傾向に対応するため、中国帰国者定着促進センター退所後8ヶ月の集中的な研修等を行っていた中国帰国者自立研修センター(東京都、大阪府)を平成24年度で閉所し、平成25年度からは当該センター機能を中国帰国者支援・交流センター(北海道、首都圏)に移行し、自立研修事業として実施する。

- 永住帰国してから1年後に要件を満たす方は、満額の老齢基礎年金と支援給付が受けられる。





## II 支援給付について

### 1 支援給付の現状と運用

- 支援給付受給者数 平成24年10月末現在（福祉行政報告例）  
4,687世帯 7,230人
- 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとしている（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）。

### 2 支援給付に係る主な論点

#### (1) 高齢化への対応

支援給付受給者は高齢者の構成となることから、定着後の生活支援については、ニーズを的確に把握した上で、それに応じた援助を、関係機関等と連携し実施すること。

#### (2) 生活保護基準の見直しへの対応

生活保護基準の見直しに伴い、支援給付の基準も変更する予定であるため、生活保護基準の見直しを踏まえた対応が必要となること。

#### (3) 年金額等の引き下げ

支援給付受給者が受給する年金額が引き下げられることから、支援給付の支給額算出の際の収入認定について変更を要すること。

### 3 高齢化への対応について

支援給付受給者は高齢者の構成となることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(支援)の状態と考えられる者については、要介護認定申請が検討されているか
- 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか
- 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているか

### 4 生活保護基準の見直しへの対応について

- 生活保護基準の見直しが行われる予定であり、これに伴い当該基準を用いている支援給付の基準も変更される予定である。
- 上記以外については、支援給付制度の運用の取扱い等において大きな変更等はなく、その実施に当たっては、従来どおり柔軟な取扱いをする予定である。

なお、生活保護基準見直しの詳細については、当局保護課の主管課長会議資料を参照願いたい。

- ① 平成25年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検討結果や物価の動向を踏まえた生活扶助基準の額が見直される予定(8月予定)。また、各種加算及び期末一時扶助についても物価動向などを勘案し見直される予定。なお、激変緩和の観点から適正化の影響を一定程度に抑えるため、現行基準からの増減額が±10%を超えないよう調整され、平成25年8月から3年程度の経過措置を設け、見直しを段階的に行うこととしている。
- ② 一時扶助(被服費等)、住宅扶助の住宅維持費、出産扶助(施設分べん)及び生業扶助の技能習得費(高等学校等就業費を除く。)については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。
- ③ 一時扶助、住宅扶助、出産扶助及び生業扶助の改定についても平成25年8月から施行する。

## 5 年金額等の引き下げに伴う留意点について

- 現在支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われている(特例水準)。
- 平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、特例水準(2.5%)を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消することとなる。

(参考)解消のスケジュールと年金額の推移

年月	基礎年金
平成24年4月～	65,541円
平成25年10月～ (▲1.0)	64,875円 (▲666円)
平成26年4月～ (▲1.0)	64,200円 (▲675円)
平成27年4月～ (▲0.5)	63,866円 (▲334円)

※ 3年間物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもので、物価・賃金が増加した場合には、引下げ幅は縮小する。

平成25年10月から老齢基礎年金の支給額が1.0%引き下がることとなる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成25年12月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。

- ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。
- ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- ・ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。

- 収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知等により金額を確認すること。

## 6 その他

### ○ 電子レセプトを活用したレセプト点検について

- ・ 平成23年度より全国で運用している電子レセプト管理システムは、医療支援給付受給者や医療機関別にレセプトを抽出して点検を行うなど効率的・効果的なレセプト点検が可能である。
- ・ 平成24年10月には同システムの改修により、頻回受診や薬の過剰な多剤投与を受けている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、受診行動を把握する作業の効率化が図られたので、各地方自治体におかれましては、積極的に同システムを活用し、引き続き実効性のあるレセプト点検を実施願いたい。

### ○ 後発医薬品の一層の周知について

- ・ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っている。
- ・ 「後発医薬品のしおり」を平成24年3月末に送付しているところであるので、支援給付の実施機関から支援給付受給者に後発医薬品の服用について理解を求めるようしおりを用いて、支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。

### Ⅲ 支援給付施行事務の監査

#### 1 これまでの取り組み

○ 支援法第14条によりその規定の例によるものとされた生活保護法第23条に基づき、支援給付施行事務監査を行うことになっている。厚生労働省では平成21年より、67都道府県・指定都市本庁、74実施機関について実地監査を実施し、すべての都道府県・指定都市本庁を1巡した。また実地監査の対象とならなかった都道府県・指定都市本庁に対しては毎年書面監査を実施した。

#### 2 平成25年度の主な取り組み

##### (1) 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査

○ 都道府県・指定都市本庁は、4年かけて管内の実施機関を1巡するスケジュールで、実地監査を行うことになっている(機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成25年度は、実地監査の2巡目の初年度であり、本庁においても、引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

##### (2) 厚生労働省による監査を踏まえた対応

○ 平成24年度に厚生労働省が実施した監査では、以下の事例が多く認められたので、平成25年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

- ① 収入申告書が定期的(毎年6月)に徴取されていない事例  
(特に、収入申告書の企業年金の申告漏れの事例が散見された)
- ② 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例
- ③ 障害者自立支援法第58条の適用など他法他施策の活用がされていない事例
- ④ 海外渡航の取扱いが不適切な事例
  - ・ 海外渡航について記録していない
  - ・ 海外渡航の目的や期間を確認していない
  - ・ 2ヶ月超の海外渡航の適否について、組織的に検討されていない

### 3 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

#### (1) 平成25年度における監査について

- 昨今の厳しい財政状況を踏まえ、支援給付施行事務がより適正に実施されるよう徹底するため、本庁の各実施機関に対する指導監査の重要性が従前に増して高くなっている。
- 支援給付施行事務の監査は、実施機関における支援給付施行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するために極めて重要な役割を担うものである。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。
- 平成25年度においては、4年で1巡することになっている実地監査の2巡目の初年度であるため、4年間で管内の実施機関すべてを一巡できる実地監査計画を策定願いたい。

#### (2) 監査実施上留意すべき点について

- 収入申告について収入申告書の定期的(毎年6月)な徴取を徹底し、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。
- 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも1年に1回以上訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)するよう助言指導願いたい。
- 年金、障害者自立支援給付等、他法他施策の活用について、特に配偶者の年金受給権等の確認及び人工透析等に係る更生医療や精神通院医療等の優先活用など指導願いたい。
- 海外渡航について、事前の届出(電話連絡可)、渡航目的や期間の記録がされているか、2ヶ月超の海外渡航の適否について、担当者だけでなく実施機関で組織的に検討されているかに着目し、指導願いたい。

## 4 厚生労働省が実施する監査について

### (1) 平成25年度における監査計画等

#### (ア) 実地監査

- 平成25年度の実地監査は、18の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

#### (イ) 書面監査

- 平成25年度の書面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

### (2) 支援給付施行事務監査資料

- 支援給付施行事務監査資料は、様式が確定し次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

### (3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成25年4月10日提出（予定）
  - 都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成25年5月末提出
  - 支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出  
書面監査対象地は決定し次第連絡する
- ※ 提出期限については遵守願いたい。

### (4) 平成24年度の監査結果

- 厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、示したいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市本庁が行う監査等の参考としていただきたい。

## 5 その他

### ○ 支援給付適正実施推進事業

- ・ 支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年から生活保護適正実施推進事業と分離して実施しているため、平成25年度についても、支援給付にかかる経費については、支援給付適正実施推進事業として協議願いたい。
- ・ なお、申請の際には、単価や数量の根拠を示す資料を添付願いたい。

## 第5 遺骨帰還等慰霊事業について

### 1 遺骨帰還事業について

#### (1) 南方地域等での遺骨帰還等事業

平成25年度の南方地域等への遺骨帰還等事業については、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥トラック諸島、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル（ノモンハン）の9地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

#### ○ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。

そのため、現地に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成25年度は、①フィリピン②東部ニューギニア③ビスマーク・ソロモン諸島④インドネシアでの実施を計画している。

#### ○ 硫黄島での遺骨帰還事業

硫黄島での遺骨帰還事業については、平成23年度から平成25年度までの3カ年を集中実施期間として遺骨帰還の取組を強化しており、平成25年度も同様に重点的に取り組むことにしている。

#### ○ フィリピンでの遺骨帰還事業

フィリピンでの遺骨帰還事業については、比人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、結果を公表。現在、事業を一時中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

## (2) ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還等事業

- 平成25年度のロシア連邦等への遺骨帰還等事業については、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④アムール州、⑤ケメロボ州、⑥カザフスタン共和国の6地域を計画している。
- 平成24年度に引き続き、平成25年度も民間団体等を活用したソ連抑留中死亡者の埋葬地資料調査を予定している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

## 2 慰霊巡拝事業について

遺骨帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

### (1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成25年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤ミャンマー、⑥モンゴル、⑦中国、⑧硫黄島の8地域で実施を計画している。

#### ○ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成25年度も継続して実施することになっている。

### (2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。平成25年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③アルタイ地方、④クラスノヤルスク地方の4地域での実施を計画している。

### (3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう、

平成25年2月20日付け事務連絡で各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集に当たっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

### 3 慰霊碑に関する事業について

#### (1) 慰霊碑の維持管理等事業

旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することになっている。

#### (2) 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

## 第6 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

### 1 DNA鑑定について

- 戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。
  
- 平成11年から平成25年1月末までに、関係遺族約8,600人にお知らせを送付し、約1,750人から申請があった。鑑定の結果、856柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に返還している。
  
- 平成24年度に帰還した遺骨についても、推定される関係遺族に対して「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を平成25年度内に送付する予定である。

#### 【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

### 2 遺骨及び遺留品の伝達について

- DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。
  
- 地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。
  
- なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

# 第7 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正法案について

## 1 法案の概要

前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻や父母等に対する特別給付金について、平成25年度以降も継続して支給する等の所要の改正を行う。

## 2 制度の趣旨

### (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金

先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。（昭和38年制度創設）

### (2) 戦没者の父母等に対する特別給付金

先の大戦で、子又は孫を亡くして子孫が絶え、<sup>せきりょう</sup>寂寥感や孤独感と闘ってきた戦没者の父母（祖父母）の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。（昭和42年制度創設）

## 3 改正内容・施行期日

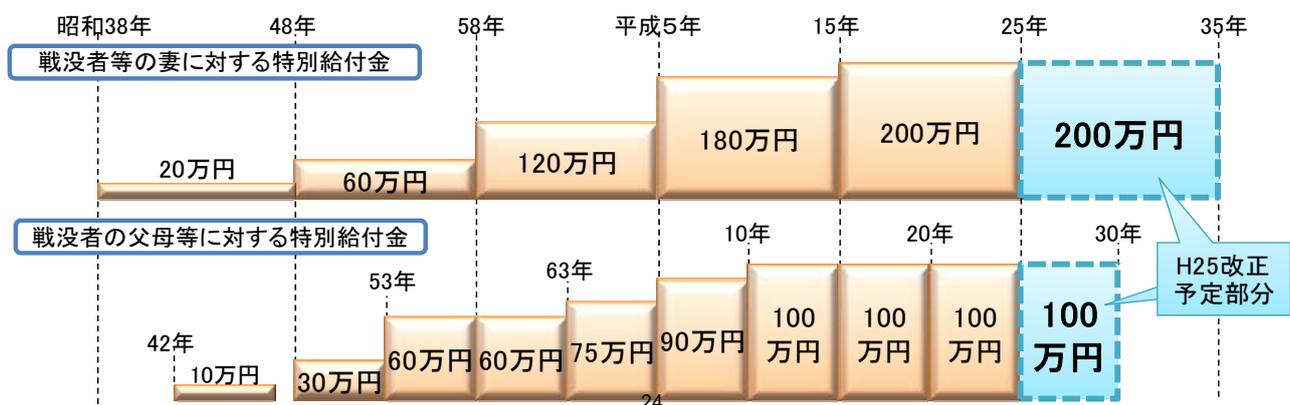
### (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

- ① 平成25年10月に最終償還を迎える戦没者等の妻に対する特別給付金（額面200万円、10年償還の国債）を、平成25年度以降も継続して支給する。
- ② 平成25年4月1日時点で、新たに受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金（額面20万円、10年償還の国債）を支給する。
- ③ 戦傷病者等である夫が平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に死亡したことにより、平成25年10月1日時点で、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する者に対し、特別給付金（額面60万円、120万円、180万円又は200万円、10年償還の国債）を支給する。等

### (2) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

- ① 平成24年9月に最終償還を迎えた戦没者の父母等に対する特別給付金（額面100万円、5年償還の国債）を、平成25年度以降も継続して支給する。
- ② 平成25年4月1日時点で、新たに受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金（額面10万円、5年償還の国債）を支給する。等

- (3) 施行期日 (1) ①、(2) ① 平成25年4月1日 ※法案の成立が4月2日以降になった場合は、公布の日  
 (1) ②・③、(2) ② 平成25年10月1日



## 第8 戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等について

### 1. 平成25年改正法案による戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内

#### 現 状

- 厚生労働省で恩給等受給者リストに掲載された者に対する**個別案内の実施**(平成25年6月下旬予定)に向けて準備中。  
→個別案内には、戦傷病者等の妻に対する特別給付金での取組と同様、事前に確認できる事項を予め印字した請求書を同封し、送付する予定。そのため、恩給等受給者情報と援護システムの国債データを結びつけ、個別案内に必要な国債の種類の特定が可能となるよう援護システムを改修。

- **個別案内実施に当たっての協力依頼**(別途、正式に依頼する予定)
  - **権利者確認リスト**(恩給等受給者情報を居住地県別に加工したリスト)の**内容確認及び誤りがあった場合の修正**
  - **同定リスト**(権利者と、国債データから抽出する権利者の同定候補者を併記したリスト)の**内容を確認し、自県所管の同定候補者(援護システムの国債データ)と権利者(恩給等受給者)との結びつけ** 等
  - 各リストを始め、個人情報の取扱いには十分な注意をもって適正な管理をお願いする
- 戦没者の父母等に対する特別給付金の個別案内に係る作業は、すべて厚生労働省で行う予定

### 2. 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進

#### 現 状

- 平成23年10月に厚生労働省から恩給等受給者リストに掲載された者に**個別案内を実施**。  
→新たな取組として、事前に確認できる事項を予め印字した請求書を同封。
- 平成23年10月1日から受付を開始した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、**請求期間は3年間(平成26年9月30日まで)**。平成25年1月末現在受付件数は4,948件、未請求件数は約1,200件(参考:平成24年1月末受付件数は4,214件)。

- **個別案内実施後のフォローアップ**  
都道府県では、請求促進の観点から、**広報誌等による制度の周知**のほか、権利者と思われる戦傷病者等の妻で未請求の者に対し、**引き続き市区町村と連携して、郵送又は電話により個別の請求案内の実施をお願いしたい**。

## 第9 援護システムの改修等について

### 1 援護システムの改修について

- 援護システムは、平成25年4月の運用開始に向けて、システム改修を行っているところである。今回の改修は、現在都道府県と厚生労働省に点在しているサーバ機をWISHデータセンタ（東京都）に集約してデータを一元化することで、機器維持管理費等の削減を図るとともに、耐震性及びセキュリティーに優れたデータセンタでのサーバ管理、データ管理に移行することを目的としたものである。
- システム改修後は、援護システムに関する全保有情報を厚生労働省保有の情報とも位置付けることにより、これまで閲覧できなかった他県情報について、各種特別給付金と特別弔慰金の裁定事務に必要な範囲で、都道府県相互に閲覧することを可能とし、業務の迅速な遂行が期待できると考えている。
- なお、閲覧できる個人情報の範囲が拡大するため、情報セキュリティ管理を含めた個人情報の取扱いには、より一層ご留意いただきたい。

（参考）関係通知

- ・「援護システムに関する保有個人情報の位置付けについて（通知）」  
（平成24年6月27日社援発0627第8号）
- ・「援護システム改修後の個人情報の取扱いについて（通知）」  
（平成25年1月24日社援企発0124第1号、社援発0124第2号）

### 2 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者については、以下の方法により受給者等の現況（平25.4.1現在）を確認することとしている。

- （1） 住基ネット不参加自治体自治体あてに管内に居住する受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼。
- （2） 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送（3月下旬発送予定）。

なお、在留証明書等の提出期限は4月26日（金）の予定。

3 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

- 「援護年金受給者のしおり」は、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしく願います。
- なお、受給者に対しては、平成25年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

## 第10 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

- 旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、恩給請求件数は減少傾向にある。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

- 旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

なお、旧海軍軍人等からの恩給に関する相談については、履歴申立書を提出させ、都道府県庁から当課宛に送付願いたい。

- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事例研究等を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

恩給請求にあたり、軍歴を究明する上でご不明な点があれば、業務課恩給班に照会願いたい。

## 第11 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

### 1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、証明の可否にかかわらず、依頼を受けてから2ヶ月以内に回答願いたい。
- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明発行依頼について、都道府県に申請者及び遺族から照会があった場合には、最寄りの「年金事務所」宛てに申請するよう指導願いたい。
- なお、例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的な出席をお願いしたい。

### 2 人事関係資料の照会

#### (1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書または都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼願いたい。

#### (2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導願いたい。

## 第12 旧ソ連抑留者等の資料調査について

### 1 抑留中「死亡者」の資料調査

- 旧ソ連抑留中死亡者については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、約3万6千人の身元を特定してきた（平成25年1月末現在）。身元を特定した死亡者については、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきている。
- 直近では、平成21年度に、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めた結果、新たに3,406人（平成25年1月末現在）の身元を特定した。
- 資料調査の結果、今後も身元の特定が進む可能性があるので、各都道府県におかれては、引き続き、特定がなされた死亡者の遺族調査等に協力願いたい。
- なお、これまで提供を受けた資料では特定することができない者が約1万7千人いることから、ロシア側に対し更なる資料調査・提供を要請しているところである。今後、新たな資料を入手し調査した結果、特定できた場合にはこれまでと同様、関係遺族調査等に協力願いたい。

（参考）旧ソ連抑留中死亡者資料の調査の進捗状況（平成25年1月末現在）

日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 36,000人
資料未提供等により未特定の者	約 17,000人

### 2 抑留「帰還者」の資料

抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約47万人分、モンゴル政府より約1万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその遺族が希望する場合には、当該資料を提供することになっているので、各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう案内願いたい。

# 参 考 资 料

## 第1 平成25年度予算（案）事項別内訳

厚生労働省社会・援護局（援護関係）

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	29,025,460	25,748,676	▲ 3,276,784	
(項) 厚生労働本省共通費	3,299	2,968	▲ 331	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	3,299	2,968	▲ 331	
(項) 遺族及留守家族等援護費	24,836,038	21,831,776	▲ 3,004,262	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	24,836,038	21,831,776	▲ 3,004,262	
援護審査会経費	1,415	1,381	▲ 34	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	23,471,962	20,475,901	▲ 2,996,061	援護年金の支給 23,370百万円 → 20,376百万円
戦傷病者特別援護経費	537,789	465,949	▲ 71,840	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 166百万円 → 161百万円
				2 医療費の支給 278百万円 → 219百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	23,870	16,062	▲ 7,808	葬祭料 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	444	401	▲ 43	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の 支給事務に必要な経費	349,518	428,682	79,164	戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給 付金の支給(支給事務費に要する経費等) 0 → 97百万円
昭和館等に係る経費	451,040	443,400	▲ 7,640	昭和館運営費 438百万円 → 431百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,033,789	2,005,556	▲ 28,233	
戦没者遺骨処理等諸費	1,566,816	1,539,669	▲ 27,147	1 遺骨帰還関連事業 ①フィリピン      ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥トラック諸島 ⑦沖縄 ⑧硫黄島 ⑨モンゴル ○旧ソ連地域(⑩ハバロフスク ⑪沿海 ⑫イルクーツク ⑬アムール ⑭ケメロボ ⑮カザフスタン共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン      ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤ミャンマー      ⑥モンゴル ⑦中国              ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ハバロフスク ⑩沿海 ⑪アルタイ ⑫クラスノヤルスク) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定 1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等 283百万円 → 283百万円 2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 45百万円 → 43百万円
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	466,973	465,887	▲ 1,086	

事 項	平成24年度	平成25年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算(案)	増 減 額	
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,727,981	1,542,522	▲ 185,459	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,727,981	1,542,522	▲ 185,459	
中国残留邦人等に対する生活支援	781,221	627,121	▲ 154,100	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 301百万円 → 167百万円
定着自立援護	429,156	424,821	▲ 4,335	・「支援・相談員」の配置 422百万円 → 426百万円
帰国受入援護	481,206	456,943	▲ 24,263	・永住帰国見込世帯人員 20世帯63人 → 17世帯 52人
身元調査等	36,398	33,637	▲ 2,761	・一時帰国見込世帯人員 118世帯207人 → 114世帯 201人
(項) 恩給進達等実施費	424,353	365,854	▲ 58,499	・訪中調査対象孤児数 18人 → 11人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	424,353	365,854	▲ 58,499	・訪日調査対象者数 3人 → 2人
資料整備諸費	375,553	317,909	▲ 57,644	
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	923	542	▲ 381	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,377	3,377	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,500	44,026	▲ 474	

社会・援護局(社会)計上分	9,196,450	9,290,776	94,326	
(項) 生活保護費	9,196,450	9,290,776	94,326	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,196,450	9,290,776	94,326	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	237億の内数	250億の内数		
中国残留邦人等に対する生活支援	237億の内数	250億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成24年度	平成25年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算(案)	増 減 額	
援護関係合計	38,221,910	35,039,452	▲ 3,182,458	
社会・援護局(援護)計上分	29,025,460	25,748,676	▲ 3,276,784	
社会・援護局(社会)計上分	9,196,450	9,290,776	94,326	

(参考) 平成25年度概算要求額 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,034,596	1,062,814	28,218	
(項) 遺族及留守家族等援護費	423,183	495,471	72,288	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	418,319	490,607	72,288	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,653	68,552	▲ 101	
(目細)留守家族等援護事務委託費	31,856	44,006	12,150	1 留守家族等援護 122千円 2 未帰還者特別措置 121千円 3 戦傷病者特別援護 43,763千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	317,810	378,049	60,239	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	21,991	21,588	▲ 403	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	3,017	2,712	▲ 305	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	3,017	2,712	▲ 305	
(目)遺骨帰還等委託費	18,974	18,876	▲ 98	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	554,055	510,463	▲ 43,592	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	554,055	510,463	▲ 43,592	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	439	439	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	553,616	510,024	▲ 43,592	「支援・相談員」の配置 426,022千円
(項) 恩給進達等実施費	35,367	35,292	▲ 75	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	35,367	35,292	▲ 75	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,462	5,462	0	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,905	29,830	▲ 75	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,559千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,196,450	9,290,776	94,326	
(項) 生活保護費	9,196,450	9,290,776	94,326	
(目)生活保護費等負担金	9,196,450	9,290,776	94,326	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	9,196,450	9,290,776	94,326	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	237億の内数	250億の内数		
(目)セーフティーネット支援対策等事業費補助金	237億の内数	250億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,231,046	10,353,590	122,544	
社会・援護局(援護)計上分	1,034,596	1,062,814	28,218	
社会・援護局(社会)計上分	9,196,450	9,290,776	94,326	

## 第2 平成25年度 援護関係主要行事予定表（案）

主 要 行 事	25年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月
[式 典]												
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(27日)										
全国戦没者追悼式					○(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰									○(上旬)			
[慰霊事業]												
遺 骨 帰 還	← →											
慰 霊 巡 拝		← →										
遺 骨 伝 達	← →											
[中国孤児等対策]												
全国担当者会議		○										
孤児情報公開（肉親情報収集）						← 未定 →						
訪日対面調査								← 未定 →				
[事務打合せ等会議]												
援護システム（国債）操作研修会	← 調整中 →											
援護システム（JR）操作研修会							← 調整中 →					
援護関係施行事務研修会			○									
社会・援護局関係主管課長会議												○(上旬)

### 第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

#### 7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

#### 6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

#### 5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

#### 4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

#### 3階 会議室

特別企画展などを開催

#### 2階 広場

憩いの場

#### 1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年から毎年開催)	
平成24年3月～5月	昭和の紙芝居～戦中・戦後の娯楽と教育～
平成24年7月～8月	帰還への想い～銃後の願いと千人針～
平成24年10月～12月	東京オリンピック開催年の日本～変わりゆく昭和の情景～
平成25年3月～5月(予定)	生誕100周年・没後30周年記念 中原淳一の生きた戦中・戦後～少女像にこめた夢と憧れ～(仮題)
巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)	
平成24年9月22日～30日	伝えたい戦中・戦後の暮らし(富山県)
平成24年11月10日～18日	伝えたい戦中・戦後の暮らし(京都府)
平成25年10月5日～14日(予定) 平成26年1月26日～2月3日(予定)	熊本県 栃木県
場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	<a href="http://www.showakan.go.jp">http://www.showakan.go.jp</a>

## 第4 しょうけい館について

### ●設置目的

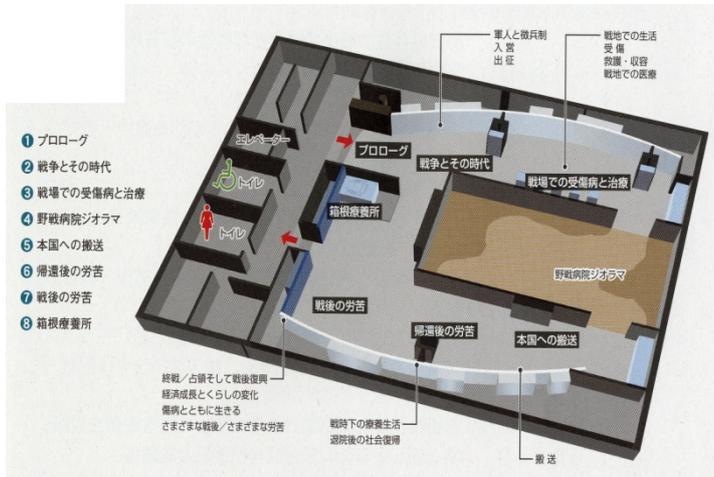
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成 18 年3月開設)

### ●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

#### 《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

#### 《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成 24 年3月～5月	がむしやらに描いて～海洋船舶画家上田毅八郎のあゆみ～
平成 24 年7月～9月	軍医が語る戦時救護
平成 25 年3月～5月(予定)	戦中・戦後の戦病者～二度の除隊を経て 花森安治のあゆみ～(仮題)

企画上映会	
平成 24 年5月～7月・10月～12月	「昭和 20 年の戦争体験」(5～7月) 「沖縄戦で負傷した戦傷病者の記録」(5～7月) 「新収蔵資料と証言映像の紹介展」(10月～11月)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開館時間	10:00～17:30(入館は午後 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日)のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	<a href="http://www.shokeikan.go.jp">http://www.shokeikan.go.jp</a>

## 第5 しょうけい館友の会発足等について

(「日傷月刊」4月号掲載予定)

平成25年11月末日に財団法人日本傷痍軍人会(以下「日傷」という。)は解散となりますが、しょうけい館の運営は、厚生労働省から運営委託を受ける新しい団体(以下「新団体」という。)により引き続き行われることになっております。

これに先立ち、「しょうけい館友の会」(以下「友の会」という。)を発足させ、「友の会」の会員の方に「新団体」から、「寄贈資料紹介」「寄贈図書紹介」「企画展の案内」等を掲載した「しょうけい館友の会会報」(以下「友の会会報」という。)を、配布することになりました。

つきましては、日傷会員の方に、日傷解散後も「新団体」からの情報誌としての「友の会会報」を受け取っていただくとともに、資料収集・証言映像撮影等のお願いの連絡が取れるように、「友の会」への入会をお願いしたいと存じます。

妻の会会員及びご家族等でご入会を希望される方も歓迎します。

「友の会」に入会を希望される方は、後日、しょうけい館から「入会申込書及び個人情報承諾書」を送付いたします。(詳細は、入会申込書案内に記載しております。)

「友の会」への入会及び運営、また、「友の会会報」の受取については会員各位の負担は一切ありません。

なお、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等法令を遵守し、「友の会」会員の個人情報は、しょうけい館の業務以外に使用することはありませんのでご安心ください。

「友の会」入会等についてのお問い合わせは、下記までお願い申し上げます。

しょうけい館事務局

電話：03-3234-7821

住所：〒102-0074

東京都千代田区九段南1-5-13

ツカキスクエア九段下

## 第6 財団法人日本傷痍軍人会解散に伴う戦傷病者福祉事業の取扱い

事 務 連 絡  
平成 24 年 10 月 25 日

各都道府県民生主管部（局）援護主管課 御中

厚生労働省社会・援護局援護企画課

### （財）日本傷痍軍人会解散に伴う委託事業の取扱いについて

日頃より戦傷病者援護事務については格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に新聞報道等されておりますが、（財）日本傷痍軍人会（以下「日傷」という。）は、平成 25 年 11 月をもって解散する予定となっております。

現在、厚生労働省では、日傷に対して、戦傷病者が体験した労苦を後世代に伝えるための施設「しょうけい館（戦傷病者史料館）」の運営事業及び戦傷病者に対し健康診査、生活更生相談等を実施し、戦傷病者の福祉の増進を図る「戦傷病者福祉事業」を委託しているところですが、これらの事業の平成 25 年度の取扱いにつきましては、下記の予定で概算要求しております。各都道府県におかれては、厳しい行財政事情にある中、恐縮ですが、戦傷病者の福祉の増進を図るため、下記について、ご承知おきいただくとともに、事業の予算措置等の対応をしていただくようよろしくお願いいたします。

また、近年、戦傷病者の高齢化に伴い、戦傷病者特別援護法で援護できない事例があるとの報告を受けておりますので、戦傷病者相談員研修会等で、介護保険制度の周知を徹底していただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. しょうけい館事業

日傷が解散月まで受託を継続したいとの意向があるため、平成 25 年 12 月以降の運営を公募等により民間団体等へ委託。

#### 2. 戦傷病者福祉事業

地域の実情に応じて実施する事業であること、各都道府県に設置している戦傷病者相談員の活用が望めること等から、平成 25 年度より都道府県に事務委託し継続していく。概要は別紙「戦傷病者福祉事業の実施について」のとおり。

※ なお、1、2の事業に加え、平成 25 年 8 月に戦傷病者特別援護法制定 50 周年を迎えることから、これを記念するとともに、戦傷病者の労苦をねぎらうため、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで記念式典を挙行する予定としており、日傷の全国大会と同時開催とし、厚生労働省は、この事業経費を日傷への委託費に計上することにしております。

## 戦傷病者福祉事業の実施について

## 1. 目的

戦傷病者福祉事業（以下「事業」という。）は、戦傷病者に対して健康診査・健康相談、生活更生相談及び法改正等講習会を組織的に行うことにより、戦傷病者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（法律上の根拠）

「戦傷病者特別援護法」（昭和38年法律第168号）抄

第三条 国は、戦傷病者に対する国民の理解を深めるように努めるとともに、戦傷病者がその傷病による障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、必要な措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の責務の遂行に協力しなければならない。

## 2. 事業の実施主体

この事業は、都道府県が行う。

## 3. 事業の内容

事業は、戦傷病者の福祉の向上に寄与するため、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 健康診査（戦傷病者本人に対するものに限る）・健康相談
- (2) 生活更生相談
- (3) 法改正等講習会

## 4. 事業の実施方法

- (1) 事業は各都道府県の区域の実状に応じ3つの事業の全部又は一部を実施することにする。
- (2) 健康診査・健康相談は、医師等を招き、戦傷病者の戦傷病に起因する各障害の特殊性に配慮しつつ、視覚障害、聴覚障害、神経障害等の各障害別から、優先度に応じあらかじめ当年度の審査・相談の対象とする障害を一つに定めて実施するとともに、長期的には各障害の均衡のとれたものとなるよう配慮しなければならない。また、生活更生相談は、戦傷病者が抱えている諸問題について、専門的知識を有する者が相談に応ずるものとする。
- (3) 事業の実施時期及び場所等は、なるべく多くの戦傷病者等が参加できるよう戦傷病者の分布状況、地理的条件を配慮のうえ決定するものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、戦傷病者相談員を活用するとともに、民間篤志家の積極的な協力を得るよう努めるものとする。
- (5) 事業の実施にあたっては、戦傷病者の特性に鑑み、健康管理及び事故の防止について特に配慮するものとする。

## 5. 厚生労働省の予算上の対応

平成25年度の概算要求では、福祉事業経費として12,908千円を（目）遺族及留守家族等援護事務委託費（目細）留守家族等援護事務委託費に計上しているところである。

内訳は、諸謝金、旅費及び庁費であり、使途区分として医師・看護師・義肢装具士謝金、派遣旅費、消耗費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費を予定している。

## 第7 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目	援護の内容	摘要
1 戦傷病者手帳の交付(第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	交付人員 21,428人 (平成24年4月1日現在)
2 戦傷病者相談員(第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う (謝金 年額25,100円)	戦傷病者相談員 714人 (平成24年10月1日現在)
3 療養の給付又は療養費の支給(第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付(支給)	療養患者数 503人 (平成24年4月1日現在)
4 療養手当の支給(第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給 (月額29,400円)	受給者 1人 (平成25年1月現在)
5 葬祭費の支給(第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給 (201,000円)	支給件数 15人 (平成23年度)
6 更生医療の給付(第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成23年度)
7 補装具の支給及び修理(第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給(修理)	支給修理件数 225件 (平成23年度)
8 国立保養所への収容(第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (平成24年4月1日現在)
9 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い(第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 9,863人 (平成23年度)

## 第8 中国残留邦人等の数

(平成25年2月1日現在)

### 1 中国残留邦人の状況

#### (1) 孤児の肉親調査

孤児総数	2,818人
うち身元判明者	1,284人

#### (2) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6,686人	(家族を含めた総数	20,853人)	
うち孤児	2,551人	(	”	9,364人)
うち婦人等	4,135人	(	”	11,489人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,547世帯、婦人等4,135世帯、計6,682世帯である。

#### (3) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5,874人	(家族を含めた総数	9,830人)	
うち孤児	1,327人	(	”	2,602人)
うち婦人等	4,547人	(	”	7,228人)

### 2 樺太等残留邦人の状況

#### (1) 永住帰国の状況

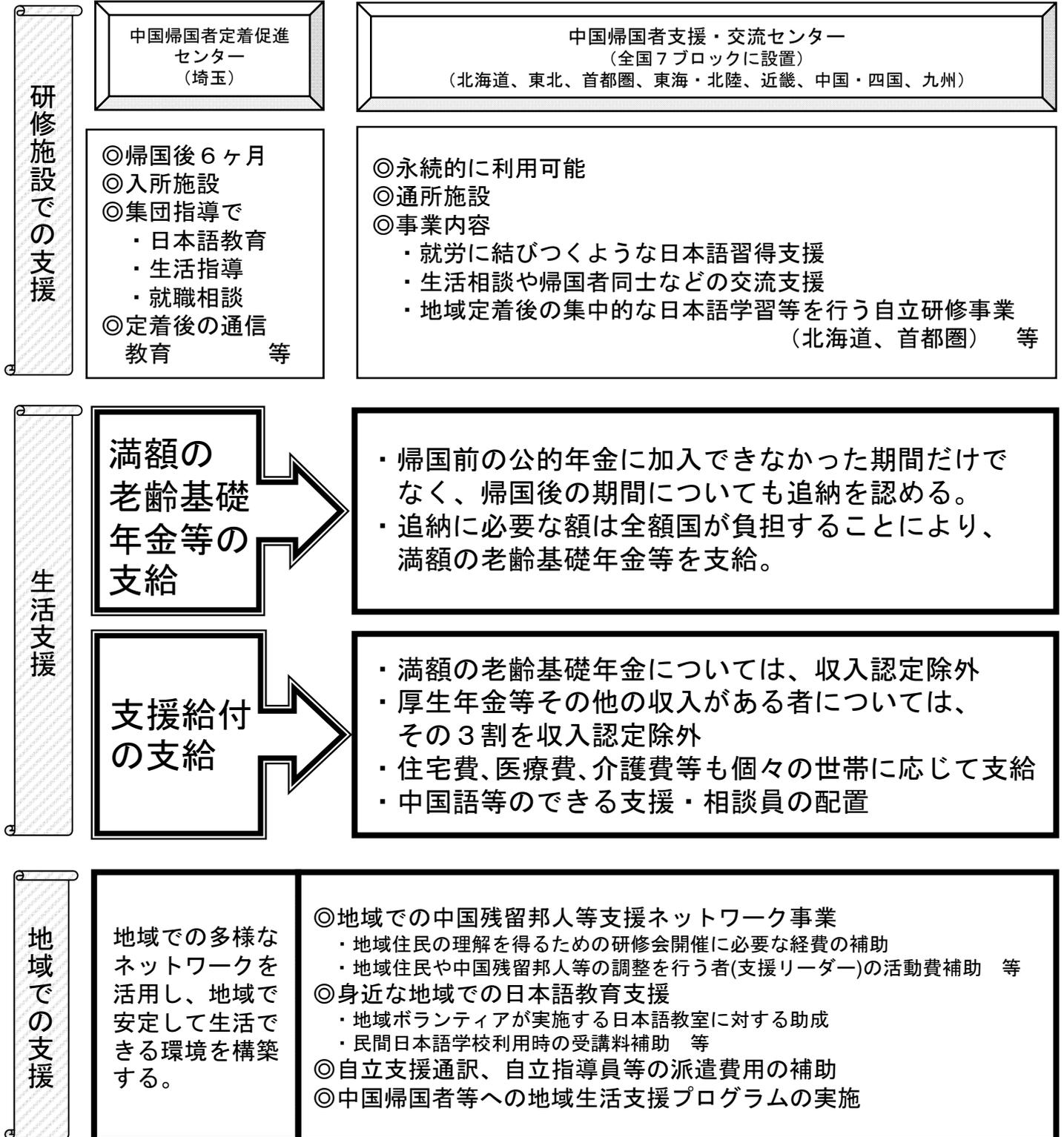
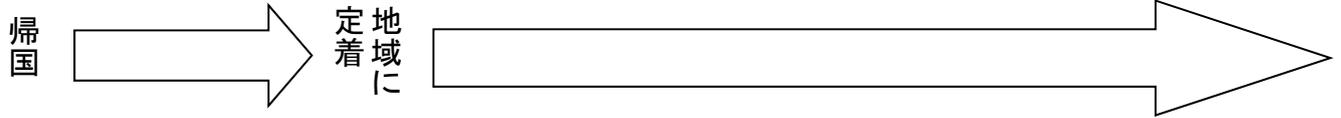
永住帰国者の総数	108人	(家族を含めた総数	273人)	
うち樺太	85人	(	”	218人)
うち旧ソ連本土	23人	(	”	55人)

(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は103世帯である。

#### (2) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	2,067人	(家族を含めた総数	2,917人)	
うち樺太	1,830人	(	”	2,516人)
うち旧ソ連本土	237人	(	”	401人)

## 第9 中国残留邦人等に対する支援策



第10 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成25年2月1日現在

○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59. 2. 1

○中国帰国者自立研修センター（2カ所）

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63. 7. 1 ※平成25年3月末、閉所予定
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒542-0065 大阪市東淀川区柴島3-10-19	昭63. 6. 1 ※平成25年3月末、閉所予定

○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19. 8. 1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19. 8. 1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13. 11. 1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18. 9. 1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13. 11. 1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18. 9. 1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16. 6. 1

# 第11 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

平成25年2月1日現在

## 1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：( )内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

## 2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
平成24年 (平24.11~12)	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注：平成22年は、情報公開者が無かったため訪日対面調査は行っていない。

## 第12 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

### 1 実地監査について

#### (1) 監査事前打ち合わせ会

- ・ 各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行う
- ・ 今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う

#### (2) 監査対象実施機関の選定

- ・ 管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定
- ・ 監査計画（案）を作成の上、上司と協議するなどして決定

#### (3) 監査実施通知の発出

- ・ 監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに通知

#### (4) 事前準備

- ・ ヒアリング資料の作成
- ・ 事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成
- ・ ケース検討数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行う

#### (5) 指導監査の実施

- ・ 「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施
- ・ ケース検討を実施
- ・ ケース検討の確認（文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ずケース担当者へ連絡）
- ・ 必要に応じて実地調査を実施
- ・ ケース検討票の集計
- ・ 集計後、講評原稿の作成
- ・ 実施機関講評前打合せ（実施機関側との意見調整を行う）
- ・ 実施機関講評（是正改善内容は具体的に説明するよう努める）

#### <各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・ 面接受付簿
- ・ 面接相談記録簿
- ・ 支援給付申請受理簿
- ・ 課税調査結果の処理に関する記録
- ・ 返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・ 医療券交付処理簿
- ・ 通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・ 移送費管理記録簿
- ・ 介護券交付処理簿
- ・ 介護給付費公費受給者別一覧表 等

- (6) 監査結果報告書、復命会
  - ・ 監査結果報告書（復命書）を作成し、復命会を開催
  - ・ 復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする
- (7) 監査結果通知
  - ・ 復命会終了後、速やかに実施機関へ通知（監査日より1ヶ月半以内が目安）
  - ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる
- (8) 是正改善結果報告
  - ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
  - ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導
- (9) 指導台帳の整理
  - ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

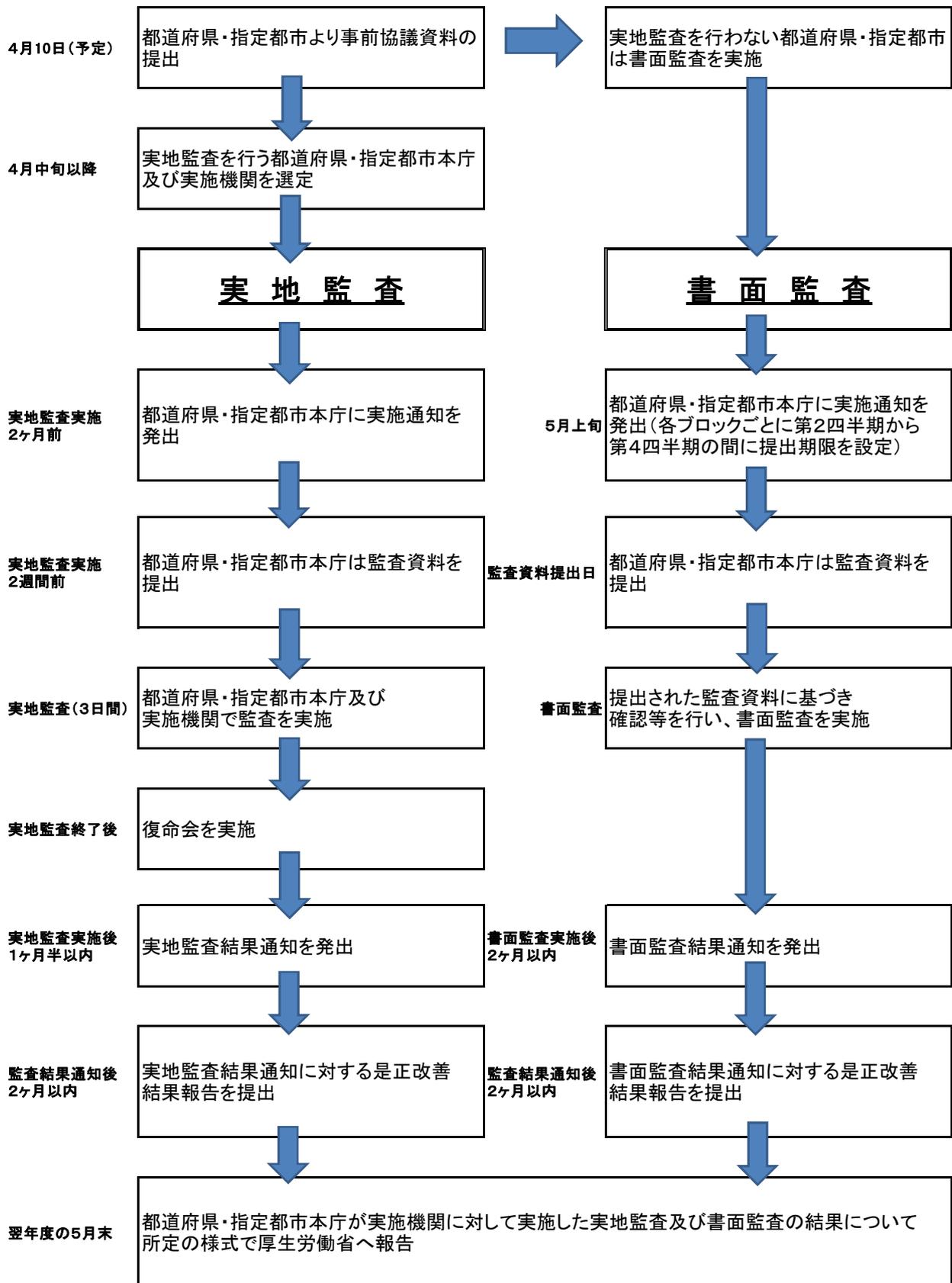
## 2 書面監査について

- (1) 監査実施通知の発出
  - ・ 実地監査を実施しない実施機関に対し、資料提出日の2ヶ月前までに書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる
- (2) 指導監査の実施
  - ・ 実施機関より提出された監査資料の内容確認
  - ・ 必要に応じて電話等での聞き取りを行う
- (3) 監査結果報告書の作成
  - ・ 監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする
- (4) 監査結果通知
  - ・ 監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）
  - ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる
- (5) 是正改善結果報告
  - ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
  - ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導
- (6) 指導台帳の整理
  - ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

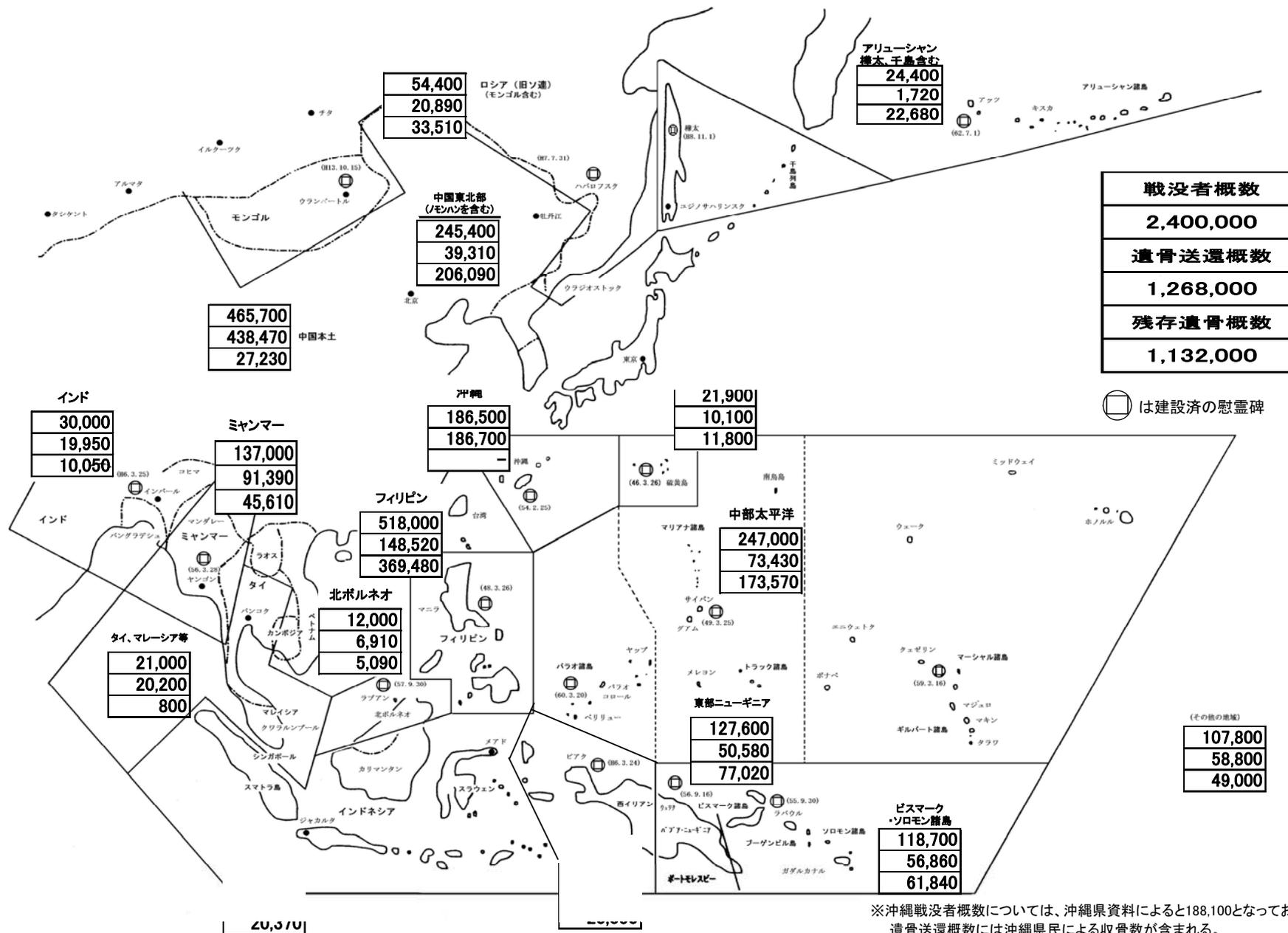
## 3 監査結果報告の提出

- ・ 実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う

# 第13 厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ



# 第14 地域別戦没者概見図(平成25年1月末現在)



※沖縄戦没者概数については、沖縄県資料によると188,100となっており、遺骨送還概数には沖縄県民による収骨数が含まれる。

# 第15 平成24年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝実施状況

平成25年1月末現在

## 1 遺骨帰還、応急、受領、調査、協議

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			遺骨送 還数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
<b>【ソ連抑留中死亡者】</b>						
カザフスタン共和国(事前調査)	24.5.23～6.9	2	0	2	0	
ハバロフスク地方(事前調査)	24.5.14～24.5.28	2	0	2	0	
沿海地方(事前調査)	24.5.15～24.5.26	2	0	2	0	
クラスノヤルスク地方(事前調査)	24.6.7～24.6.21	2	0	2	0	
イルクーツク州、プリヤート共和国(事前調査)	24.6.25～24.7.16	2	0	2	0	
ハバロフスク地方(1班)(応急)	24.6.25～24.7.13	2	0	2	20	
ハバロフスク地方(2班)(応急)	24.7.13～24.7.30	2	0	2	21	
沿海地方(応急)	24.8.7～24.8.21	2	0	2	1	
カザフスタン共和国(帰還)	24.8.8～24.8.24	2	5	7	12	
イルクーツク州(応急)	24.8.27～24.9.10	2	0	2	43	
ザバイカル(調査)	24.10.8～24.10.26	2	0	2	0	
小 計		22	5	27	97	
米国(資料調査)	24.4.8～4.15	4	0	4	0	
フィリピン(協議)	24.4.18～4.27	2	0	2	0	
サイパン(調査)	24.5.13～5.15	3	0	3	0	
沖縄(収容)	24.5.14～5.27	2	0	2	14	
ノモンハン(調査)	24.5.14～24.5.26	2	0	2	0	
ビスマルク諸島(応急)	24.5.22～5.30	2	0	2	18	
硫黄島(第1回通常)	24.5.30～6.14	3	11	14	14	
北マリアナ諸島(協議)	24.6.3～6.7	2	0	2	0	
インドネシア(協議)	24.6.4～6.9	2	0	2	0	
米国(受領)	24.6.17～21	2	0	2	1	※沖縄に計上
硫黄島(第2回通常)	24.6.18～30	2	15	17	14	
豪州(資料調査)	24.7.1～7.5	2	0	2	0	
サイパン(調査)	24.7.8～14	2	4	6	0	
硫黄島(第1回特別)	24.7.9～17	7	39	46	143	
フィリピン(協議)	24.7.18～7.28	2	0	2	0	
パラオ(応急)	24.7.25～7.31	2	0	2	7	
ソロモン諸島(応急)	24.8.25～9.3	2	2	4	85	
硫黄島(第2回特別)	24.8.28～9.5	6	47	53	3	
ノモンハン(帰還)	24.8.22～9.6	3	4	7	4	
サイパン(応急)	24.9.17～9.28	3	6	9	135	
サハリン(樺太)(受領)	24.9.29～10.4	2	0	2	2	
硫黄島(第3回特別)	24.10.3～10.10	7	40	47	3	
硫黄島(第3回通常)	24.10.16～31	2	10	12	5	
東部ニューギニア(受領・調査)	24.10.31～11.12	2	0	2	3	
インドネシア(協議)	24.11.25～11.30	2	0	2	0	
硫黄島(第4回通常)	24.10.30～11.14	4	17	21	7	
硫黄島(第5回通常)	24.11.13～11.28	3	19	22	23	
硫黄島(第6回通常)	24.11.27～12.13	3	16	19	2	
サイパン(応急)	24.12.4～12.14	3	4	7	28	
フィリピン(協議)	24.12.16～12.22	3	0	3		
東部ニューギニア(帰還)	25.1.16～1.31	3	9	12	95	
硫黄島(第7回通常)	25.1.10～1.24	2	10	12	3	
硫黄島(第8回通常)	25.1.23～	3	17	20		
小 計		94	270	364	609	
合 計		116	275	391	706	

## 2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員（人）			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【ソ連抑留中死亡者等】						
イルクーツク	H24. 8. 31 ~ 9. 10	2	10	12	3	
ザバイカル	H24. 9. 3 ~ 9. 14	2	13	15	2	
ハバロフスク	H24. 9. 7 ~ 9. 14	2	15	17	4	
沿海	H24. 9. 29 ~ 10. 6	2	10	12	0	
小 計		8	48	56	9	
【南方地域等】						
硫黄島①	H24. 7. 3 ~ 7. 4	11	25	36	8	
中国東北地区	H24. 9. 3 ~ 9. 12	1	10	11	1	
東部ニューギニア	H24. 11. 10 ~ 11. 17	3	12	15	6	
硫黄島②	H24. 11. 13 ~ 11. 14	8	54	62	20	
北ボルネオ	H24. 12. 5 ~ 12. 12	2	12	14	3	
トラック諸島	H25. 1. 19 ~ 1. 26	2	11	13	4	
マリアナ諸島	H25. 1. 19 ~ 1. 26	2	10	12	1	
小 計		29	134	163	43	
合 計		37	182	219	52	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない、子・兄弟姉妹の配偶者及び孫の数



## 第17 都道府県別DNA鑑定結果

平成25年1月末現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	92	42	45	5	
2	青森	40	24	13	3	
3	岩手	53	23	27	3	
4	宮城	22	11	8	3	
5	秋田	23	7	14	2	
6	山形	39	14	25	0	
7	福島	35	14	17	4	
8	茨城	34	14	20	0	
9	栃木	21	13	7	1	
10	群馬	21	13	8	0	
11	埼玉	83	42	39	2	
12	千葉	84	38	39	7	
13	東京	129	53	62	14	
14	神奈川	85	27	50	8	
15	新潟	36	12	20	4	
16	富山	21	11	6	4	
17	石川	13	8	5	0	
18	福井	6	4	2	0	
19	山梨	16	10	4	2	
20	長野	43	19	18	6	
21	岐阜	36	11	22	3	
22	静岡	46	28	17	1	
23	愛知	52	34	16	2	
24	三重	23	13	9	1	
25	滋賀	14	6	8	0	
26	京都	24	10	11	3	
27	大阪	67	38	23	6	
28	兵庫	56	29	24	3	
29	奈良	18	13	4	1	
30	和歌山	20	15	4	1	
31	鳥取	9	3	6	0	
32	島根	28	17	8	3	
33	岡山	35	18	16	1	
34	広島	107	52	40	15	
35	山口	37	29	8	0	
36	徳島	10	5	4	1	
37	香川	8	3	3	2	
38	愛媛	27	13	9	5	
39	高知	24	9	14	1	
40	福岡	62	38	23	1	
41	佐賀	7	3	4	0	
42	長崎	17	6	6	5	
43	熊本	22	15	7	0	
44	大分	23	5	14	4	
45	宮崎	22	16	6	0	
46	鹿児島	37	24	13	0	
47	沖縄	18	3	10	5	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,746	856	758	132	

注: 上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)  
申請数は平成11～24年収容分の数字であり、流動的なので参考程度にしてください。

## 第18 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5ヵ年）

平成25年1月末現在

県コード	都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
1	北海道	4	4	2	3		13
2	青森	2	1		2		5
3	岩手	3	1		2		6
4	宮城	1	3				4
5	秋田	2	1	1			4
6	山形	2	1		1	1	5
7	福島	1	1	1			3
8	茨城	2	1	1	1		5
9	栃木	1	2	2			5
10	群馬	4					4
11	埼玉	8	4	3		2	17
12	千葉	4	3	1	1		9
13	東京	11	5	2	2	2	22
14	神奈川	6	2	2	2		12
15	新潟	3	5				8
16	富山	1	3	2		1	7
17	石川	2	1	1	1		5
18	福井	3					3
19	山梨	1	1	1			3
20	長野	10	1				11
21	岐阜	2	2				4
22	静岡	10	2	3	1		16
23	愛知	1	5	5		2	13
24	三重	2					2
25	滋賀	1					1
26	京都	2	2	1			5
27	大阪	8	4	5	1		18
28	兵庫	3	2	2	3		10
29	奈良		2				2
30	和歌山	1	1	2			4
31	鳥取					1	1
32	島根	1	1	2	1	2	7
33	岡山	5	1	1		1	8
34	広島	14	4	5	2		25
35	山口	7			5	2	14
36	徳島			1	1		2
37	香川		1				1
38	愛媛	3	3	1		1	8
39	高知	3					3
40	福岡	4	2	6			12
41	佐賀	1					1
42	長崎	1	2				3
43	熊本	7			3		10
44	大分	2	2		1		5
45	宮崎	2	4	2	1		9
46	鹿児島	7	1	1		2	11
47	沖縄	1	1	1			3
99	日本国外			1			1
計		159	82	58	34	17	350

注1：国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2：年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3：上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

## 第19 平成25年度の援護年金額

### I 障害年金の額（平成24年度と同額を予定）

#### 1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成25年4月からの額	現行額	平成25年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	同額予定	1,428,200円	同額予定
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

#### 2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成25年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	同額予定
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

#### 3 特別加給

障害の程度	現行額	平成25年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000円	同額予定
第2項症		

### II 障害一時金の額（平成24年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成25年4月からの額	現行額	平成25年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

### III 遺族年金・遺族給与金の額（平成24年度と同額を予定）

#### 1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者		
	現行額	平成25年4月からの額	現行額	平成25年4月からの額	
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定	
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円		
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	557,600円		-		-
	456,400円		-		-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400円		-		-
	335,000円		-		-

#### 2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成25年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	同額予定	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

## 第20 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金)請求受付状況について

### 第九回特別弔慰金失権者リストに基づく請求受付の状況

平成25年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	公務扶助料失権者	援護年金失権者	旧令共済失権者	総計A	件数 (援護(国債)システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	831	156		987	809	82%
青森	462	73	1	536	438	82%
岩手	658	86	2	746	591	79%
宮城	750	138		888	731	82%
秋田	476	79	3	558	497	89%
山形	491	73		564	475	84%
福島	752	89		841	707	84%
茨城	992	139		1,131	960	85%
栃木	581	57		638	487	76%
群馬	513	68	1	582	497	85%
埼玉	1586	171	2	1,759	1,491	85%
千葉	1751	225	5	1,981	1,662	84%
東京	2283	353	2	2,638	2,103	80%
神奈川	1828	283		2,111	1,814	86%
新潟	1059	156		1,215	1,003	83%
富山	584	66		650	546	84%
石川	515	101	1	617	540	88%
福井	519	61	1	581	474	82%
山梨	344	26		370	310	84%
長野	798	94		892	730	82%
岐阜	870	105	2	977	842	86%
静岡	1393	251	2	1,646	1,424	87%
愛知	2209	321	30	2,560	2,146	84%
三重	1045	135	4	1,184	1,007	85%
滋賀	604	65	1	670	556	83%
京都	1073	153	4	1,230	1,016	83%
大阪	2494	429	12	2,935	2,445	83%
兵庫	1860	311	3	2,174	1,802	83%
奈良	657	60	2	719	590	82%
和歌山	711	113	1	825	708	86%
鳥取	392	44		436	368	84%
島根	647	85	1	733	639	87%
岡山	983	182	2	1,167	990	85%
広島	1487	552	24	2,063	1,722	83%
山口	877	173	13	1,063	894	84%
徳島	586	74		660	540	82%
香川	699	87	1	787	648	82%
愛媛	821	143	3	967	809	84%
高知	696	99	1	796	645	81%
福岡	1940	270	7	2,217	1,774	80%
佐賀	507	64		571	447	78%
長崎	660	229	1	890	711	80%
熊本	1145	143	4	1,292	1,058	82%
大分	659	105	3	767	628	82%
宮崎	782	122	1	905	734	81%
鹿児島	1153	216		1,369	1,110	81%
沖縄	1127	1,353	1	2,481	2,085	84%
総計	45,850	8,378	141	54,369	45,203	83%

※各都道府県における個別案内送付の件数は、別紙「対象者都道府県別区分けルール」のとおりです。

※公務扶助料失権者については、転給遺族の467件は対象外として除いた。

第21 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第十三回、二十五回特別給付金)請求受付状況について  
 第十三回特別給付金(か号)対象者リストに基づく請求受付の状況

平成25年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	144	6	0	150	122	81%
青森	57	6	1	64	48	75%
岩手	91	5	0	96	74	77%
宮城	116	12	0	128	97	76%
秋田	64	2	0	66	64	97%
山形	98	0	0	98	85	87%
福島	158	4	0	162	130	80%
茨城	166	3	0	169	163	96%
栃木	83	4	0	87	65	75%
群馬	85	2	0	87	72	83%
埼玉	134	5	0	139	107	77%
千葉	136	3	0	139	101	73%
東京	253	7	0	260	199	77%
神奈川	171	11	0	182	138	76%
新潟	177	10	0	187	161	86%
富山	66	1	0	67	47	70%
石川	68	2	0	70	54	77%
福井	64	0	0	64	46	72%
山梨	35	1	0	36	16	44%
長野	163	6	0	169	151	89%
岐阜	156	4	0	160	129	81%
静岡	169	5	1	175	144	82%
愛知	242	12	1	255	206	81%
三重	108	6	0	114	103	90%
滋賀	60	1	0	61	50	82%
京都	121	3	0	124	91	73%
大阪	194	9	0	203	163	80%
兵庫	193	9	0	202	156	77%
奈良	60	5	1	66	54	82%
和歌山	102	1	0	103	92	89%
鳥取	51	1	0	52	44	85%
島根	88	4	0	92	73	79%
岡山	168	5	0	173	130	75%
広島	173	7	0	180	141	78%
山口	107	5	0	112	94	84%
徳島	86	1	0	87	74	85%
香川	100	4	0	104	95	91%
愛媛	97	4	0	101	80	79%
高知	113	1	0	114	101	89%
福岡	221	9	0	230	193	84%
佐賀	77	2	0	79	58	73%
長崎	128	7	0	135	98	73%
熊本	172	5	0	177	145	82%
大分	82	3	0	85	74	87%
宮崎	98	7	0	105	80	76%
鹿児島	237	13	2	252	207	82%
沖縄	68	14	0	82	70	85%
海外	2	0	0	2	-	-
総計	5,802	237	6	6,045	4,885	81%

※基準日以前に死亡した者等対象外報告を受けた42件(恩給38件、援護年金4件)は除いた。

第二十五回特別給付金対象者リストに基づく請求受付の状況

平成25年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳			総計 A	請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済		件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	2	0	0	2	2	100%
青森	1	0	0	1	1	100%
岩手	1	0	0	1	1	100%
宮城	2	0	0	2	1	50%
秋田	0	0	0	0	0	-
山形	0	0	0	0	0	-
福島	1	1	0	2	2	100%
茨城	1	1	0	2	2	100%
栃木	0	0	0	0	0	-
群馬	1	0	0	1	1	100%
埼玉	1	0	0	1	0	0%
千葉	2	1	0	3	2	67%
東京	1	2	0	3	3	100%
神奈川	3	1	0	4	3	75%
新潟	0	0	0	0	0	-
富山	0	0	0	0	0	-
石川	0	0	0	0	0	-
福井	0	0	0	0	0	-
山梨	1	0	0	1	1	100%
長野	1	0	0	1	0	0%
岐阜	1	0	0	1	1	100%
静岡	4	2	0	6	6	100%
愛知	3	0	0	3	1	33%
三重	1	0	0	1	1	100%
滋賀	0	0	0	0	0	-
京都	0	1	0	1	1	100%
大阪	2	2	0	4	3	75%
兵庫	1	0	0	1	1	100%
奈良	0	0	0	0	0	-
和歌山	0	0	0	0	0	-
鳥取	0	0	0	0	0	-
島根	0	0	0	0	0	-
岡山	0	0	0	0	0	-
広島	1	3	0	4	3	75%
山口	0	0	0	0	1	-
徳島	1	0	0	1	1	100%
香川	4	0	0	4	5	125%
愛媛	2	0	0	2	2	100%
高知	0	0	0	0	0	-
福岡	5	0	0	5	7	140%
佐賀	1	0	0	1	1	100%
長崎	3	0	0	3	3	100%
熊本	2	0	0	2	1	50%
大分	1	1	0	2	2	100%
宮崎	3	0	0	3	2	67%
鹿児島	0	0	0	0	0	-
沖縄	2	0	0	2	2	100%
海外	0	0	0	0	-	-
総計	55	15	0	70	63	90%

※基準日以前に死亡した者、23特給対象者等対象外報告を受けた6件(恩給6件)は除いた。

## 第22 都道府県別援護年金受給者数

平成24年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	25	127	36	188
青森	5	90	15	110
岩手	16	122	15	153
宮城	20	155	28	203
秋田	2	58	7	67
山形	9	71	15	95
福島	18	94	28	140
茨城	16	90	30	136
栃木	9	72	14	95
群馬	5	73	13	91
埼玉	25	140	39	204
千葉	18	188	40	246
東京	66	287	89	442
神奈川	32	222	57	311
新潟	13	163	27	203
富山	6	54	8	68
石川	13	121	22	156
福井	11	81	12	104
山梨	7	28	17	52
長野	21	128	25	174
岐阜	10	137	34	181
静岡	38	220	44	302
愛知	56	262	123	441
三重	25	168	33	226
滋賀	8	84	14	106
京都	21	132	41	194
大阪	43	307	65	415
兵庫	30	290	60	380
奈良	9	91	24	124
和歌山	14	100	24	138
鳥取	5	66	10	81
島根	14	101	22	137
岡山	43	197	44	284
広島	183	330	186	699
山口	45	181	65	291
徳島	10	97	17	124
香川	14	115	20	149
愛媛	21	148	34	203
高知	21	180	16	217
福岡	37	271	76	384
佐賀	10	77	26	113
長崎	55	171	125	351
熊本	33	160	48	241
大分	17	116	23	156
宮崎	15	154	49	218
鹿児島	54	298	69	421
沖縄	452	377	1,146	1,975
外国居住	13	7	14	34
合計	1,633	7,201	2,989	11,823

## 第23 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

### (1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成25年1月末現在

区分	平成22年度 迄累計	平成23年度	平成24年度 (平25.1末)	計
1. 加算改定	816,250	4	2	816,256
2. 一時恩給	696,597	176	112	696,885
3. 普通恩給	1,126,389	42	9	1,126,440
4. その他	3,157,588	84	60	3,157,732
計	5,796,824	306	183	5,797,313

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）をいう。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成25年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	22年度	23年度	24年度 (H25.1末)	22年度	23年度	24年度 (H25.1末)
	1 北海道	12	11	6	7	9
2 青森	4	1	1	4	5	
3 岩手	4	5		1		
4 宮城	9			6		3
5 秋田	5	4		2	2	
6 山形	4	2	3	1		
7 福島	2	2	3	2		
8 茨城	3	1	2	3	3	1
9 栃木	4		1	1	1	
10 群馬	4	1		2	2	
11 埼玉	8	2	2	1	1	
12 千葉	6	2	1	3	3	1
13 東京	31	20	9	8		2
14 神奈川	10	2		1	1	1
15 新潟	29	42	2	2	2	2
16 富山				1		
17 石川	2	1			2	1
18 福井	2	1	1		2	
19 山梨	10	29	43		5	
20 長野	3	4	4	6	1	2
21 岐阜				5	2	
22 静岡	9	8	2	6	1	1
23 愛知	5	6	2	9	1	
24 三重	1	3	2	2		
25 滋賀	3	1	1	1		
26 京都	5		1	2	1	1
27 大阪	14	9	7	6	10	1
28 兵庫	21	8	5	10	9	2
29 奈良	2	2				1
30 和歌山	4	5	1	3	3	1
31 鳥取	2	1				
32 島根		1				
33 岡山	2	2		1	3	
34 広島	5	2	2	2	3	1
35 山口	3	2	4		2	
36 徳島			1			
37 香川	3	4	1	3	1	2
38 愛媛	5	3	1	3	3	5
39 高知	3	3	2	2	2	
40 福岡	6	1	2	2	2	4
41 佐賀	2	1			1	
42 長崎	3	2	4	1	2	1
43 熊本	6		1	1	1	1
44 大分	3	1		1		
45 宮崎		1				2
46 鹿児島	8	4	4	3	2	2
47 沖縄		2	1			
合計	267	202	122	114	88	43
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

## 第24 援護関係資料の国立公文書館への移管について

### 《趣旨・目的》

- 旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。
- これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料  
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

- 電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

### 《移管後の資料》

- 移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存
- 利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

## 第25 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成25年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一 般 邦 人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧 ソ 連	旧ソ連(本土)	1		* 5	6
	樺太			* 36	36
中 国		10		* 222	232
北 朝 鮮				38	38
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン		1		1
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			5	5
合 計		12	1	307	320

（注）\*印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成25年1月末現在）

（単位：人）

地 域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平成 16年の間に 最終生存資料の ある者	平成17年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
		旧 ソ 連	8	34	
中 国	180	49	3	232	
北 朝 鮮	1	34	3	38	
そ の 他 (南方等)	8	0	0	8	
合 計	197	117	6	320	

## 第26 旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数

平成25年1月31日現在

都道府県	特定数
北海道	136
青森	59
岩手	68
宮城	56
秋田	57
山形	81
福島	86
茨城	69
栃木	63
群馬	52
埼玉	67
千葉	109
東京	227
神奈川	83
新潟	108
富山	51
石川	39
福井	24
山梨	33
長野	94
岐阜	63
静岡	94
愛知	124
三重	46
滋賀	32
京都	42
大阪	113
兵庫	93
奈良	35
和歌山	54
鳥取	28
島根	40
岡山	69
広島	120
山口	97
徳島	53
香川	52
愛媛	98
高知	46
福岡	124
佐賀	59
長崎	54
熊本	98
大分	69
宮崎	44
鹿児島	74
沖縄	23
合計	3,406